

調布市
商工会報

平成 24 年 2 月 1 日発行
発行：調布市商工会
〒182-0026
東京都調布市小島町 2-36-21
TEL.042-485-2214 FAX 042-485-9951
会員数：3,249 事業所
組織率：53.1%（平成 23 年 11 月 14 日現在）
編集：広報委員会
URL：<http://www.chofusci.com/>

お も な 記 事

- P2●**e-Taxをはじめませんか？
P3●施策活用事例紹介
P4●設備資金貸付利率特例制度について

今年も所得税・消費税（個人）の申告の季節になりました。
商工会では、確定申告の期間中、個人事業者の方のために決算と確定申告の指導会を開催しております。
所得税の申告期間は、2月16日（木）から3月15日（木）まで、消費税は4月2日（月）までとなっております。
どうぞお気軽にご利用下さい

所得税 決算・確定申告指導会

開催日／2月16日(木)～3月15日(木)【土・日除く】
受付／午前10時～11時30分 午後1時～3時30分
*上記期間は税理士による個別相談を実施しております。

☆夜間指導会

開催日／3月7日(水)・8日(木)
受付／午後6時～午後7時30分

消費税個別相談会

開催日／2月24日(金)
3月2日(金)・9日(金)・23日(金)
受付／午前10時～11時30分 午後1時～3時30分
*上記期間は税理士による個別相談を実施しております。

確定申告にはこんなものがが必要です。(ご持参いただくもの) ☒ お出かけ前に今一度ご確認を！

- ☐ 決算書、確定申告書用紙一式(税務署から郵送されたもの)
- ☐ 平成23年分各帳簿、月別集計表、棚卸表 ☐ 平成22年分確定申告書、決算書の控え、集計表
- ☐ 社会保険料の支払額(国民健康保険料・介護保険料・国民年金保険料・厚生年金・雇用保険料等)
- ☐ 小規模企業共済控除証明書 ☐ 生命保険料控除証明書(一般用・個人年金用)
- ☐ 地震保険料控除証明書
- ☐ 事業収入以外に収入がある場合の関係書類(給与所得・公的年金等の源泉徴収票等)
- ☐ 配偶者の源泉徴収票(配偶者特別控除を受ける方) ☐ 医療費の領収書等(医療費控除を受ける方)
- ☐ 住宅取得控除等の明細書(住宅取得控除を受ける方) ☐ 印鑑・電卓などの必要と思われるもの

平成23年6月に消費税法の一部が改正されました(一部抜粋)

◎ 事業者免税点制度の適用要件が見直しされました。

原則として、従来は課税期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合に、その翌々課税期間から消費税の課税事業者に該当することとなりますが、23年6月の改正により、課税期間の前年の1月1日(法人の場合は前事業年度開始の日)から6か月間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当課税期間において課税事業者に該当することとなります。

【適用開始時期】平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度から適用されます

①H23.1.1～12.31	②H24.1.1～12.31	③H25.1.1～12.31
課税売上高 900万円	【特定期間】 1/1～6/30 1,300万円	非該当 1,200万円
		課税事業者

※ ②の課税期間の6か月間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えると、③の課税期間においては課税事業者となりますのでご注意ください。

なお、課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額の合計額を用いて判定することもできます。

詳細につきましては、国税庁ホームページ「消費税法改正のお知らせ（平成23年9月）」をご参照ください。）。
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/pdf/h23kaisei.pdf>

東日本大震災に係る義援金等に関する税法上(所得税)の取扱い

個人の方が義援金等を支出した場合には、その義援金等が国又は地方公共団体に対する寄附金や財務大臣が指定するものなど一定のものであるときは、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。（所法78①②）

特定寄附金

寄付金控除の対象

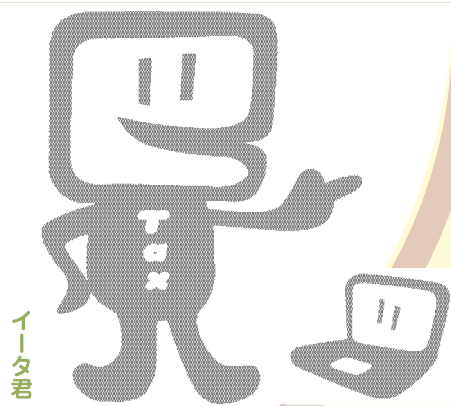
▽特定寄附金を支出した場合、次の算式で計算した金額が、所得の金額から控除されることになります。

$$\left(\begin{array}{l} \text{震災関連寄付金以外の} \\ \text{特定寄付金の合計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{震災関連寄付金} \\ \text{の額の合計額} \end{array} \right) - 2\text{千円} = \text{寄付金控除額}$$

(注)震災関連寄付金以外の特定寄付金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。
震災関連寄付金以外の特定寄付金の額と震災関連寄付金の額の合計額は、所得金額の80%相当額が限度です。

*調布市商工会で受付した義援金は、東京都商工会連合会を通じて全国商工会連合会へ支出しており「震災関連寄付金」に該当しております。

その他の「震災関連寄付金」(震災特例法8①)については、国税庁ホームページ(東日本大震災に係る義援金等に関する税務上(所得税、法人税)の取扱いについて)をご参照ください。
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/gienkin/pdf/gienkin.pdf>



e-Taxならこんないいこと

はじめてみませんか？
ネットで 申告・納税

e-Tax

国税電子申告・納税システム



e-Taxを利用すると・・・

e-Taxとは、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得しておけば（オンラインで取得できます。）、インターネットで所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告や、法定調書の提出や申請・届出などの手続きができるシステムです。

「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等のデータは、e-Taxを利用し自宅から税務署に送信できます。また、印刷した申告書は税務署に郵送等でも提出できます。



POINT 平成23年分の申告で最高4,000円の税額控除

- 平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円（平成24年分については最高3,000円）の控除を受けることができます（本控除の適用は、平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回受けることができます。）。



POINT 添付書類の提出省略

- 医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称、支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（確定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。



POINT 還付がスピーディー

- e-Taxで申告された還付申告は書面申告と比べて早期処理（3週間程度）。



POINT 24時間受付

- e-Taxの受付時間（送信可能時間）所得税の確定申告期限の3月15日（木）までは、メンテナンス時間を除き、24時間利用が可能です。

e-Taxを利用するには・・・

STEP1 電子証明書等の準備

①電子証明書の取得

住民票のある市役所等の窓口で、住民基本台帳カードを入手し、「電子証明書発行申請書」等を提出して電子証明書（公的個人認証サービスに基づく電子証明書）の発行を受ける。

*調布市での発行手数料は、各500円です。

（注）電子証明書が不要な場合

税理士等が納税者の申告等データを作成し、送信する場合は、納税者本人の電子署名を省略できます。

②ICカードリーダライタの準備

公的個人認証サービスに基づく電子証明書は、住民基本台帳カードに格納されていますので、別途、電子証明書に適合したICカードリーダライタが必要になります。ICカードリーダライタは、家電量販店等で購入できます。

STEP2 利用者識別番号等の取得

e-Taxを利用するには、利用者識別番号等が必要ですので開始届出書を提出し利用者識別番号を取得します。尚、開始届出書は、e-Taxホームページからオンラインで提出することができ、利用者識別番号等がオンラインで発行（通知）されます。

STEP3 電子証明書等の登録（初期登録）

「e-Taxソフト」や「確定申告書作成コーナー」から電子証明書を初期登録します。

*e-Taxソフトは、e-Taxホームページから無償でダウンロードできます。

電子証明書



電子証明書（ICカード）

詳しくは、e-Taxホームページwww.e-tax.nta.go.jpをご覧ください

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-015901（IP電話等の場合 03-5638-5171）まで
【受付時間】：平成24年3月15日（木）までの月曜日～金曜日（祝日を除く。）及び2月19日、26日、3月4日、11日の日曜日午前9時～午後8時

平成23年度版〈第2版〉

配布中！

中小企業施策利用ガイドブック



東日本大震災からの復旧を目指す中小企業者の方に向けた支援策を含め、中小企業者の方が中小企業施策をご利用になる際の手引書として、施策の概要を簡単に紹介！

巻頭の「インデックス」では、利用者ニーズに合わせて利用できる施策を支援制度別に探すことができます。

商工会では、各種施策活用のご提案を行っております。お気軽にご相談ください。

中小企業庁ホームページからのダウンロードも可能です。

http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/h23/pdf/index.html

司法書士による

法務相談会をご利用ください（予約制）

相談無料！

2月22日（水）午後3時～5時

3月28日（水）午後3時～5時

経営上の法務的な相談を司法書士が無料で承ります。
相談ご希望の方はお電話にてお申込み下さい。（先着順）

お申込みできる方

調布市内で事業を営んでいる方（これから開業予定の方を含む）

ご相談できる内容

会社設立のしかた、登記に関すること、相続（事業承継）・贈与・債務整理、民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による手続の対象となるものに限る。）であって、紛争の目的の価額が140万円を超えないものについての相談
※書類作成や実際の登記の手続はいたしません。相談時間はお一人様60分を目安にお願いいたします。

お申し込み

商工会（042-485-2214）までお電話にてお願いいたします。

経営課題解決支援事業を活用し 既存市場や業界を超えた展開を図るため、助成金を活用し展示会へ出展！

■相談内容

新しい市場においての新製品立上げ・安定化についての取組
自社技術を活用した新製品開発の取組

■対応

当社は、LCDユニットに特化して、インターフェースボードの設計・開発、及び表示関係のソフトウェア開発を行っており、その分野での30年近くの経験をもとにしたノウハウと独自の技術力を有している。

中小企業診断士からは、既存市場ではなく市場や業界を超えた展開を図るため、異業種や他分野の専門家など部外者の方が、製品の意外な使い方気づく可能性がある。新たな業界団体との接触、新たな分野の展示会への出展協力者探しに取り組むことを提案された。

また、新製品の開発・立上げ・安定化は経営者、開発チームだけではうまく行かない。試作品から新商品として量産化しスムーズに立ち上げて行くためには生産部門（協力業者）との調整が必要で、顧客に新製品を販売していく営業部門とも新製品のコンセプトを十分すり合わせておく必要がある。そこで、現状のやり方・問題点を把握し自社体質に合った新製品開発・立上げ・安定化の仕組みを構築する事をテーマに、実施計画として掲げ取組むことを提案された。



■利用者コメント

中小企業診断士の方から展示会中での製品のアピールの仕方等のアドバイスを頂いたおかげで、出展中の案件・受注の割合が従来の数倍に増えました。

経営課題解決支援事業とは？

商工会の経営指導員と中小企業診断士が貴社をお訪ねし、「経営力向上チェックシート」による6分野70の経営に関する基本的な項目で貴社の経営力をチェックし、企業診断を行い中小企業診断士がまとめた「診断報告書」をもとに外部からみた貴社の強み、課題の報告を行い貴社に役立つ東京都や国の中小企業支援策活用についてのアドバイスを行う事業です。各種支援策を活用した継続的なサポートを実施し課題の解決を図ります。

***中小企業診断士の派遣は無料で受けられます。**

活用事業所概要

事業所名：株式会社 インテグラル電子

所在地：調布市深大寺東町 5-9-2

代表者名：天沼 康二

業 種：産業機器製造業

H P : <http://www.intgrl.co.jp/>

活用専門家

中小企業診断士 大江 洋

エキスパートバンクを活用し ネットショップの売上対策！

■相談内容

ハンドメイドのハワイアングッズ・通園通学グッズの縫製代行業を開業。1年半が経過したが売上が思ったように伸びていない。月商アップに向けたアドバイスが欲しい。

■対応

ネット検索対応のためのオリジナルサイトを作成するとともに、各種商品に対して無料のアクセス解析ツールを活用し検証する体制を整備するとともに、口コミビジネスに有効であるFacebook（個人とお店）を開設し、サイト誘導の窓口を広げた。

このサイクルを今後半年間継続することで売上に結びつくことが想定される。

■利用者コメント

自分でネットショップを作成しただけでは、売上に繋げるのは非常に難しく、専門的に指導して頂き、分かり易いご指導と明確なツール等の導入、期待以上の内容でした。

どうして良いのか分からなかった事も適切な指導で、今後も一人でネット営業出来るような内容を沢山教えて頂いたと本当に感謝しています。

***『ハンドメイド ショップピーチ』をGoogleで検索するとFacebookページが確認できます。**



エキスパートバンクとは？

エキスパートバンク（経営・技術強化支援事業）制度は、経営・営業・生産・技術など多くの問題を抱えている小規模事業者等の皆さんの経営を支援する目的で行っている事業です。

小規模事業者等のご要望に応じて、東京都商工会連合会に登録されたエキスパートを直接事業所に派遣し、専門家の立場で具体的かつ実践的な指導やアドバイスをしていただくことにより、その解決を図ろうとするものです。

***1企業3回までの訪問指導が無料で受けられます。**

活用事業所概要

事業所名：★ショップピーチ★

所在地：調布市深大寺東町 1-6-5

代表者名：辻野 貴重子

業 種：ハンドメイド商品販売・縫製代行

H P : <http://www.ric.hi-ho.ne.jp/p-chee/>

ショップ : <http://pchee.shop-pro.jp/>

活用専門家

ITコーディネーター 小林 邦人

日本政策金融公庫の設備資金貸付利率特例制度

設備資金が今有利です!

通常の貸付利率より-0.5%されます

(※注 適用期間は貸付日から2年間で、平成24年3月31日公庫申込受付分までです)

事業用車両
機械、修繕費etc...「普通貸付」なら… 通常2.15% → **1.65%** ※注 金利はH23.12.12現在商工会の **マル経融資制度** なら…通常1.85% → **1.35%**

★担保不要!

さらに利子補給制度があるので…

0.35%!

★保証人不要!

※注 利子補給制度の適用は平成23年度中に貸付された融資で、
当初1年間のみとなります

★低金利!

マル経融資制度（小規模事業者経営改善資金融資制度）

融資対象	常時使用する従業員が 商業・サービス業：5人以下 製造業・その他：20人以下 の事業者
融資額	1,500万円以内
返済期間	運転資金 7年以内（据置1年以内） 設備資金 10年以内（据置2年以内）
融資利率	年 1.85%（平成23年12月12日現在）※最新の金利は商工会にご確認下さい
融資機関	日本政策金融公庫 国民生活事業

※お申し込みの要件

商工会の「経営指導」と「融資の推薦」を受けた方が利用できる制度です。

- ①商工会の経営指導を受けていること（原則6ヶ月以上）
- ②所得税、法人税、事業税等の義務納税額をすべて完納していること
- ③商工業者であること（最近1年以上事業を行っている事業者。一部非対象業種があります。）

※お申込みの流れ

お申込みの際は、調布市商工会（TEL042-485-2214）までご連絡下さい。申込書類（借入推薦依頼書、決算書2期分、所得税等の領収書または納税証明書、既に利用している借入金明細書、登記簿謄本、設備資金は見積書、その他）をお預かりし、商工会で月1回開催の「金融審査委員会」にて「融資の推薦」の審査をさせていただきます。その後、日本政策金融公庫にて再度審査をさせていただきます、融資の可否が決まります。したがって、お客様の決算内容等の状況によりご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承下さい。